建築基準法施行令改正に伴う地区計画の変更について

1 経緯

- ・ 近年の防災意識の高まりにより、防災備蓄倉庫等の設置事例が増加していることから、一定の範囲内で防災備蓄倉庫等を容積(床面積)に算入しないとする内容が、平成24年9月の建築基準 法施行令の改正で追加された。
- ・ そこで、下記の地区計画においては、施行令の改正内容と整合を図る必要があるため、地区計画 を変更する。

2 都市計画変更の内容

地区計画の変更

(1)名称(カッコ内は変更対象の地区整備計画) 議案第3号 手稲山口地区

(低層専用住宅地区)

議案第4号 新川北地区

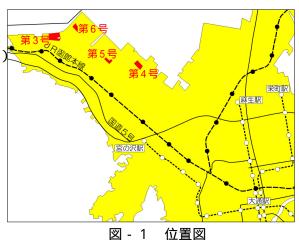
(低層住宅地区)

議案第5号 前田公園南地区

(低層住宅地区)

議案第6号 曙11条2丁目地区

(一般住宅地区)



(2)変更概要

施行令の改正内容と整合を図るため、防災備蓄倉庫等を一定の範囲内で容積(床面積)に 算入しないこととする。

[参考]

建築基準法施行令の改正について

表 - 1 施行令の改正による追加事項

対象	不算入となる面積の限度	(例)延床面積が 100 ㎡の場合
防災備蓄倉庫	延床面積の ¹ / ₅₀ まで	2 ㎡まで
蓄電池置場	延床面積の ¹ / ₅₀ まで	2 ㎡まで
自家発電施設	延床面積の ¹ / ₁₀₀ まで	1 ㎡まで
貯水槽置場	延床面積の ¹ / ₁₀₀ まで	1 ㎡まで

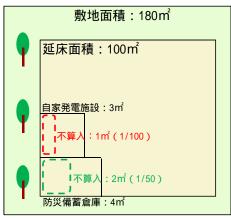


図 - 2 計算例

<u>計算例</u>

改正前

[容積率] = [延床面積] ÷ [敷地面積] = [100 m²] ÷ [180 m²] = 55.5%

改正後

[容積率] = [延床面積] ÷ [敷地面積] = [100 m²-1 m²-2 m²] ÷ [180 m²] = 53.8%

改正後 改正前 備考 (面積、高さ等の算定方法) (面積、高さ等の算定方法) 第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階 第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階 数の算定方法は、それぞれ当該各号に定め 数の算定方法は、それぞれ当該各号に定め るところによる。 るところによる。 (略) (略) 延べ面積建築物の各階の床面積の合 延べ面積建築物の各階の床面積の合 計による。ただし、法第52条第1項に規 計による。ただし、法第52条第1項に規 第 52 条 定する延べ面積(建築物の容積率の最低 定する延べ面積(建築物の容積率の最低 第1項= 限度に関する規制に係る当該容積率の算 限度に関する規制に係る当該容積率の算 容積率 定の基礎となる延べ面積を除く。) には、 定の基礎となる延べ面積を除く。)には、 次に掲げる建築物の部分の床面積を算入 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転 しない。 車の停留又は駐車のための施設(誘導車 路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途 イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は に供する部分の床面積を算入しない。 自転車の停留又は駐車のための施設(誘 導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分(第3項第1号及び 第137条の8において「自動車車庫等部 <u>分」という。)</u> ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の 用途に供する部分(第3項第2号及び第 137 条の 8 において「備蓄倉庫部分」と いう。) ハ 蓄電池(床に据え付けるものに限 る。)を設ける部分(第3項第3号及び 第 137 条の8において「蓄電池設置部 **分」という。)** 二 自家発電設備を設ける部分(第3項 第4号及び第137条の8において「自家 発電設備設置部分」という。) ホ 貯水槽を設ける部分(第3項第5号 及び第 137 条の 8 において「貯水槽設置 部分」という。) (略) ~ (略) 2 (略) 2 (略) 3 第1項第4号ただし書の規定は、次の各 3 第1項第4号ただし書の規定は、同項に 号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当 規定する専ら自動車又は自転車の停留又 該敷地内の建築物の各階の床面積の合計 は駐車のための施設の用途に供する部分 (同一敷地内に2以上の建築物がある場 <u>の床面積については</u>、当該敷地内の建築物 合においては、それらの建築物の各階の床 の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以 面積の合計の和)に当該各号に定める割合 上の建築物がある場合においては、それら を乗じて得た面積を限度として適用する の建築物の各階の床面積の合計の和)の5 分の1を限度として適用するものとする。 ものとする。 自動車車庫等部分5分の1 <u>蓄電池設置部分 50 分の 1</u> _ <u>自家発電設備設置部分 100 分の 1</u> 貯水槽設置部分 100 分の 1 4 (略) 4 (略)